

改正

平成26年 3 月17日告示第31号

令和 6 年 2 月28日告示第18号

伊根町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等による旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議し、当該輸送に係る運賃等について合意形成を図るため、伊根町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議及び調整し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な、バス等による乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送、福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、伊根町長（以下「町長」という。）のほか委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他の一般旅客自動車運送事業者
- (2) 地域住民の代表者及び利用者の代表者
- (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 京都府宮津警察署
- (6) 京都府
- (7) 伊根町
- (8) 学識経験を有する者

(9) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、町長をもって充てることとし、会務を総括する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 交通会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局の設置)

第8条 交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の事務局の庶務は、交通政策担当課において処理する。

3 事務局長は、交通政策担当課長をもって充てる。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に関する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 交通会議に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、会長が財務管理、事業の経理管理その他運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告を作成し、会長に提出しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月22日から施行する。

(関係例規の廃止)

2 伊根町地域福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成17年伊根町要綱第30号）及び伊根町地域福祉有償運送運営協議会傍聴要領（平成17年伊根町要領第1号）は、廃止する。

(任期の特例)

3 この告示の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月17日告示第31号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。